

虐待防止のための指針

I 目的

この指針は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、法人全体で人権擁護、虐待防止、虐待の早期発見・早期対応に取り組むために示すものである。

II 虐待の種類

区分	内容
① 身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加え、また正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">● 平手打ち、つねる、蹴る、殴るなどの暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える● 身体を縛りつけたり、身体の動きを抑制したりすること
② 性的虐待	利用者に関係のない行為をすること又は利用者に関係のない行為をさせること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">● 性的な行為を強要する● 利用者の前で関係のない言葉を言う● 関係のない写真や絵を見せる● 更衣やトイレなどの場面をのぞいたりする
③ 心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">● 怒鳴る、ののしる、威圧的な態度を取る● 失敗をあざ笑う、子ども扱いするような呼称で呼ぶ● 無視する、利用者の大事にしているものを乱暴に扱う● 交換条件を出す● 不当に孤立させる
④ 放棄・放置	利用者に必要とされる支援や介助を怠り、生活環境・利用者の身体や精神状態を悪化させること。 ● 入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・つめが伸び放題で、汚れたり破れた服を着せているなど日常的に著しく不衛生な状態で生活させる

	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない ● 他の利用者に暴力をふるう者に対して、何ら予防的手立てをしていない
⑤ 経済的虐待	<p>利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の同意なしに年金や預貯金を無断で使用する ● 年金や賃金を管理して渡さない

Ⅲ 虐待の防止体制

1, 虐待防止責任者の配置

管理者は、虐待防止責任者となり、虐待の未然防止に率先して取り組む。管理者は、人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた施設運営のために、職員とともに取り組む。

2, 虐待防止受付担当者の配置

現場における虐待防止のリーダーとして、**虐待防止受付担当者**をあてる。**虐待防止受付担当者**は、職員一人ひとりに対して、虐待防止の意識づけを図り、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行うなど、虐待防止に取り組む。また、ヒヤリハット報告や事故報告については、事故等の再発防止に取り組む。

3, 虐待防止委員会の設置

利用者の安全と人権を擁護し、施設内の虐待防止を図るため、虐待防止委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。
虐待防止委員会には、虐待防止責任者、**虐待防止受付担当者**、目標工賃達成指導員、相談支援専門員、苦情解決第三者委員から構成する。

4, 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は、原則として年2回以上開催し、次のことを協議する。

- 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 虐待防止マニュアルの作成、周知に関すること
- 虐待防止チェックリストの作成、活用及びモニタリング、分析に関すること
- 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備やストレスマネジメントに関すること

- 虐待等について、利用者や家族等からの苦情相談に関すること
- 職員が虐待等を把握した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

附則

この指針は、令和 4年 9月 1日から施行する。

この指針は、令和 5年 4月 1日から施行する。